

令和元年第8回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和元年8月29日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 令和元年8月29日 午前 9時 30分 議長 舟根 功 閉会 令和元年8月29日 午前 10時 00分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	欠席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	欠席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	片岡 照光			池田 政隆		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	北嶋 佑太
議事日程	報告第1号 会長の動向について 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (議事参与制限) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 あっせんの申し出について					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年第8回総会

議長 本日、温水委員、張間委員から欠席の連絡が入っております。在任委員13名、出席委員11名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第8回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第13条の規定により4番片岡委員、5番池田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、特に報告事項はありません。

日程第3. 議案第1号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお本件は●●●●委員と●●●●委員に関する案件ですので、退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

●●●●さん個人の農地を●●●●に売買するものとなっております。場所については議案13ページをご覧ください。

赤枠1筆が売買する農地ですが、長らく●●●●が一体的に利用している状況なので、今回実態に合うよう売買するものであります。

また、使用貸借の合意解約については、農業委員会への通知義務はありませんが当事者の意思を明確にするために貸借の合意解約に準じた様式で合意解約通知書を作成しており12ページに載せております。また3条の許可基準については、説明資料1ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

日野委員 当該地については●●●●に対しては賃貸をしていると思うが、●●●●名義ではない農地ということよろしいか。
また●●●●の代表権の登記は済んでいるのか

局 長 今回の3条申請については、●●●●氏個人から●●●●への売買となっております。当該地については、●●●●へ●●●●氏から使用貸借のあった所ですが、3条申請に先立って合意解約の通知を受けております。なので個人名義の土地として取り扱っております。
また、●●●●の代表権の登記は既に済んでいると確認しています。

議 長 質疑を打ち切ります。本件については、先般の利用状況調査の折に現地調査をしておりますので、本日は現地調査を行いません。ここで休憩を取ります。

(休憩)

休憩を解き、会議に戻します。
それでは本件につき意見を求めます。

村田委員 ただ今の許可申請の件について、先日全員で現地を確認したところ許可して問題ないと思います。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。
本件は許可することに決定しました。

日程第4. 議案第2号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件も、農地法第3条の許可申請であります。

●●●●が●●●●の農地を借りるものですが、この土地はしばらく利用されていなかったため、3年間は使用貸借することになったものであります。場所については議案24ページのとおりです。なお3条の許可基準については、説明資料2ページをご覧ください。この表によりチェックを行いました、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大坪委員 現地を見ていて農地としての荒廃具合は理解できたが、その上で貸借料0円での使用貸借となった経緯はどのように決まったのか教えて欲しい。

局長 3条による個人間の貸借のため、賃料などは相互協議の上決まったものですので、事務局はそれに従って取扱いしております。

今回の経緯としては貸し主の方から農地としての活用までには時間のかかる土地であり当面3年の間は使用貸借としても良いという旨の提案があったため、●●●●もその提案に合意する形で使用貸借が決定したものであります。

大坪委員 3年後には畑が出来ていれば、賃料の面など契約見直しすると考えてよろしいか

局長 使用貸借のため、賃貸借と違い法定更新はありません。なので3年を年限として契約が失効します。その際にまた個人間で折り合いをつけて3条の申請があるものと思われま。

議長 質疑を打ち切ります。本件については、先般の利用状況調査の折に現地調査をしておりますので、本日は現地調査を行いません。ここで休憩を取ります。

(休憩)

休憩を解き、会議に戻します。
それでは本件につき意見を求めます。

西田委員 この3条申請について、先日現地調査を行った結果許可してよろしいと思います。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件は許可することに決定しました。

日程第5. 議案第3号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件はあっせんの申し出であります。●●●●の●●●●さんから札久留に保有している土地について売買したい旨申し出がありました。場所については27ページの図面をご覧ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件について、あっせんすることとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件はあっせんすることに決定しました。

あっせん委員については、会長指名でよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん委員の指名を行います。

1番大坪委員、6番張間委員、10番林委員を指名いたします。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第8回農業委員会総会を終了いたします。